

行政と農協との関係についての見解

1 基本的考え方

(1) 現状と問題点

農協は、法的に見れば、「民間の経済主体」であり、特殊法人や公益法人のような、公的な業務を行うために設立された団体ではない。組合員である農業者が、その事業活動を通じて経済的メリットを受けることを目的として自主的に設立しているものである。

こうした農協の活動と行政上の農業施策の推進が共通する場合には、農協と行政が連携して対応することが適切な場合もある。

しかしながら、これまで、我が国の農協組織がほぼすべての農業者をカバーしてきたこともあって、行政側も安易に農協を政策の推進に使ってきた側面もないとはいえず、このことから農協役職員が自らを「半分公的な組織」と誤解するといったケースも生じている。

(2) 対応方向

今後、行政と農協との関係を考えるに当たっては、次のような基本姿勢で臨むことが必要ではないかと考える。

行政と民間の経済主体である農協系統との関係については、安易な相互依存とならないよう、その役割を明確に区分けし、行政は法令制定、検査等の法令に基づく監督に集中し、あとは、農協系統が自立するようにしていく必要があるのではないかと考える。

また、行政運営の上で、農協系統と農協以外の生産者団体とのイコール・フットイングを確保する必要があるのではないかと考える。

2 個別課題

(1) 行政代行的業務の是正

農協には、協同組織としての目的や役割があり、それと無関係に行政代行的業務を行うことは、農協経営にも悪影響を与えたり、経営姿勢を歪める可能性もある。

こうしたことから、今後は、次のようにすべきではないかと考える。

食管法時代の米行政に代表されるように、これまでは農協系統に国や地方公共団体の仕事を代行させてきた面もあるが、今回の米政策の改革等を踏まえ、農協系統と行政がそれぞれの役割を厳しく自覚し、安易に農協系統に行政代行的業務を行わせないようにしていくことが必要ではないか。

農業者の補助金等申請事務をＪＡが代行する場合には、ＪＡが農業者からコストに応じた手数料を徴収することも検討すべきではないか。

福祉事業等について、地方行政等から業務を引き受けるに当たっては、経営が成り立つかどうかを十分チェックして対応すべきではないか。

(2) 補助金等の施策面での公正の確保

従来、農業者の共同利用施設については、農業者が組織する団体として農協が補助金等の交付を受けて建設するケースが多く、

また、農業者に交付される価格関連対策については、農協系統を活用して申請書の取りまとめ、数量確認、金額精算等を実施するケースもあった。

しかしながら、

農事組合法人、事業協同組合等の農協以外の農業者団体の活動も活発になっており、

また、農協を利用しない農業者も増加している。

こうしたことから、今後は、次のようにすべきではないかと考える。

補助金等の交付要件は、ＪＡとＪＡ以外の生産者の団体と同等とすることを徹底していくことが必要ではないか。

- ・ 現在、一部の補助金等がJAや全農を窓口として農業者に交付されているが、JAや全農を経由しないで補助金等を受領できる仕組みについても検討すべきではないか。

(3) 独禁法違反のチェック体制の強化

農協を含む協同組合は、「単独では大企業に対抗し得ることが困難な零細な事業者が、協同組合を設立し、市場における有効な競争単位となることによって、市場における公正かつ自由な競争の促進に貢献すること」が期待されており、当該機能を果たす限りにおいて、独禁法の適用除外が認められる。

しかし、協同組合における適用除外制度は、あくまでも、市場における公正かつ自由な競争を促進する場合に限り認められているところであり、不公正な取引方法を用いる場合等については、適用除外とはならない。

実際に、農協・連合会が組合員・会員に対し、その意思に反して系統利用を強要したり、商系業者との取引において、優越的地位の濫用に当たることを行えば、「不公正な取引方法」になることは過去の違反事例からも明らかである。

農協に関して指摘される独禁法問題の大部分は、上に述べた「不公正な取引方法」に該当するものと考えられ、これは現行法制での取締りが可能である。

したがって、今後は次のようにすべきではないかと考える。

農協系統は、他の協同組織と同様、独占禁止法の一部が適用除外とされているが、「不公正な取引方法」は適用除外とはなっておらず、これまでも、公正取引委員会による審決等が行われている。現行法上違法な行為については、今後厳しく取り締まっていくことが必要ではないか。

- ・ 組合員・会員に対して、その意思に反して系統利用を強制することは、不公正な取引方法に該当する可能性が高い。
- ・ 中央会においては、違法な行為が行われないよう、自主ルールを策定し、中央会監査等を通じて自らチェックすべきではないか。
- ・ 行政においても、実態把握に努めるとともに、行政検査に際して、必要に応じて公正取引委員会と連携しながら、独禁法違反を厳しくチェックすべきではないか。
- ・ また、現行制度の問題点が具体的に明らかになった場合は、制度の見直しを検討する必要があるのではないか。

規制改革の推進に関する第2次答申(抄) 経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革

平成14年12月12日
総合規制改革会議

8 農林水産業

【具体的施策】

2 農協への規制

農協は、非常に広範な事業活動を行っているが、その経営は信用・共済事業の収益に大きく依存している。また、これまでの農政運営が農協に大きく依存してきたことの見直しの必要性等が指摘される中、その経営の在り方について抜本的な見直しが必要である。

また、独占禁止法の適用除外については、単協のみならず事業規模の大きい連合会についても同様の取扱いとなっているが、公正な競争を促進する観点からその検証が必要である。

(1) 農協の事業運営の見直し

農協が、真に担い手たる農業者の利益を目指し、協同組織としての機能を最大限に発揮するため、その事業運営や経営の健全性の確保の在り方等について抜本的に見直しを促進すべきである。【平成14年度に検討を開始し基本的方向について結論、平成15年度以降逐次実施】

また、組合員制度の実態、員外利用率の状況等を調査し、法令違反等のある場合はこれを是正するよう指導するなど所要の措置を講ずるべきである。【平成14年度中に措置】

(2) 農協系統事業の見直し【区分経理の配分基準の策定については、平成14年度中に措置、区分経理の徹底については平成15年度以降逐次実施、その他については平成14年度に検討を開始し基本的方向について結論、平成15年度以降逐次実施】

農協系統の広範な事業・組織の在り方について、抜本見直しを行い、信用・共済事業がない状態でも経営が成り立ち、組合員たる農業者(特に担い手農家)のメリットを大きくするような運営体制を確立する。このような体制作りを資するため、まずは共通経費の合理的な配分基準を示す等区分経理の徹底を図るとともに、信用・共済事業の在り方、信用・共済事業を含めた分社化、他業態への事業譲渡等の組織再編が可能となる措置を検討すべきである。

(3) 農協に対する行政関与【平成14年度中に検討を開始し基本的方向について結論、平成15年度以降逐次実施】

補助事業の実施、各種施策の推進等、農協を通じた行政運営を網羅的に検証し、その適正化を図るべきである。

(4) 公正な競争条件の確保

協同組織に対する独占禁止法の適用除外に関する制度について検証し、公正な競争を阻害する問題があれば、その解消を図るべきである。【平成14年度に検討を開始し、平成15年度に基本的方向について結論、以降逐次実施】これと併せて、不公正な取引方法、不当な価格の引上げが行われないよう、独占禁止法違反の取締の強化を図るべきである。【平成14年度以降逐次実施】

また、農協間のサービス競争の促進を図るため、多様な組合の設立が容易となるような条件整備等の措置を講ずるべきである。【平成14年度に検討を開始し、基本的方向について結論、平成15年度以降逐次実施】

(農協のあり方についての研究会第4回資料(抄))

農協が関与する制度の概要

農林水産省の法制度のうち、農協系統(農業者が組織する団体として規定されるものも含む。)の関与が規定されているものは、以下のとおり。

1. 価格・需給安定対策

農産物(米、野菜、大豆等)、畜産物(生乳、食肉等)の価格や需給の安定を目的とする制度において、農協系統は、計画流通の実施主体、生産者への交付金の経由機関等として位置付け。

- ・ 米の計画流通制度(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律)
- ・ 大豆交付金制度(大豆交付金暫定措置法)
- ・ 野菜価格安定制度(野菜生産出荷安定法)
- ・ 加工原料乳生産者補給金制度(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法等)
- ・ 指定食肉の価格安定制度(畜産物の価格安定等に関する法律)

等

2. 金融関連制度

農業者に対する低利資金の融資機関、債務保証の対象機関、農林漁業金融公庫からの業務委託機関等として、その他の金融機関と並んで位置付け。

- ・ 農業近代化資金制度(農業近代化資金助成法)
- ・ 農業改良資金制度(農業改良資金助成法)
- ・ 就農支援資金制度
(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法)
- ・ 農業信用保証保険制度(農業信用保証保険法及び農林漁業信用基金法)
- ・ 農林漁業金融公庫の業務委託等(農林漁業金融公庫法)

等

3. 補助事業等の実施主体として規定

農業・農村の振興に関する事業を行う事業主体として位置付け。

- ・ 農畜産業振興事業団による指定助成対象事業(農畜産業振興事業団法)
- ・ 農協等が行う土地改良事業(土地改良法)
- ・ 災害復旧事業(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

等

4. 利害関係者として意見聴取・協議等の対象として規定

農業者を代表し行政が農業施策を立案する際に意見を聞く団体として位置付け。

- ・ 野菜の生産出荷近代化計画の樹立等(野菜生産出荷安定法)
- ・ 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の作成等
(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律)
- ・ 農業経営基盤強化促進基本方針の策定等(農業経営基盤強化促進法)
- ・ 農業振興地域整備計画の策定等(農業振興地域の整備に関する法律)

等

5 . 非営利団体としての性格に着目して事業主体等に規定

農協が非営利団体としての性格を有することに着目し、市町村等との並びで事業主体等に位置付け。

- ・ 農地保有合理化法人制度（農業経営基盤強化促進法）
- ・ 土地改良事業等における位置付け（土地改良法等）

等

6 . 事務委託

- ・ 農業共済業務の委託（農業災害補償法）
- ・ 農業者年金基金の業務の委託（農業者年金基金法）

等

7 . その他

- ・ 農業団体の再編整備等（食料・農業・農村基本法）
- ・ 農業委員会の選任による委員の資格要件（農業委員会法）

等

上記の他、法制度上は農協等について明示して規定せず、農協も含めた一般的要件を満たした者が制度の対象となっているものとして、以下の制度がある。

- ・ 米の出荷取扱業者の登録等(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律)
- ・ 果実に係る生産者補給金の交付（果樹農業振興特別措置法）
- ・ 肉用子牛に係る生産者補給交付金の交付(肉用子牛生産安定等特別措置法)
- ・ 政府による飼料の買入・売渡等（飼料需給安定法）
- ・ 農薬の輸入業者の登録・販売業者の届出等（農薬取締法）

等

協同組織課調べ

米政策改革大綱(抜粋：平成14年12月3日)

第2 米づくりの本来あるべき姿と実現の道すじ

- 1 できるだけ早期に望ましい生産構造を実現するため、地域水田農業のビジョンの策定とそれに基づく多様な取組を行い、平成22年度までに農業構造の展望と米づくりの本来あるべき姿の実現を目指す。
- 2 需給調整システムについて、平成20年度に農業者・農業者団体が主役となるシステムを国と連携して構築する。この間、農業者・農業者団体の自主的・主体的な取組の強化を目指すものとし、平成18年度に移行への条件整備等の状況を検証し、可能であればその時点で判断する。
- 3 農業者・農業者団体が主役となるシステムにおける国及び地方公共団体の役割を食糧法上明確に位置付ける。
- 4 集荷・流通分野の改革は、消費と生産の距離を縮め、市場の変化に迅速に対応できるよう、関係者との協議の上で可能なものから早期に実施する。

第3 平成16年度からの当面の需給調整のあり方

- 1 国は、公正・中立な第三者機関的な組織の助言を得て、透明な手続きの下に、需給情報を策定し公表する。
- 2 生産数量を調整する方式へ転換する。生産数量の目標は、客観的な需要予測を基礎に設定する。その際豊作分については、翌年の生産目標数量から減少させることを基本とし、5の過剰米短期融資制度による過剰処理分を補正する。生産数量の目標は、行政及び農業者団体の両ルートで配分する。

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律について

平成14年6月
農林水産省生産局

I. 趣 旨

1. 野菜は国民の健康で豊かな食生活に不可欠であるだけでなく、農業生産においても米や畜産と並ぶ基幹的部門となっているが、近年においては、野菜の輸入が増加する中で、自給率は低下し、生産者の減少・高齢化等が進行している。
2. こうした中で、将来にわたって国内の野菜供給力を確保していくためには、国際競争に対応しつつ、消費者・実需者に選好される品質・価格の野菜を供給できるよう、産地において、生産・流通の両面から構造改革を進めていく必要がある。
その一環として、野菜価格安定制度を見直し、野菜の契約取引を推進するための新たな制度の創設、野菜の価格低落に係る生産者補給金制度の拡充等の措置を講じることとする。

II. 概 要 (抜粋)

2. 指定野菜等の価格低落に係る生産者補給金制度の拡充

生産者の経営と野菜供給の安定を図るセーフティネットとしての機能を充実するため、次の措置を講ずることとし、制度の適用対象を拡大する。

(全野菜流通量に占める制度対象野菜の割合(カバー率) 27%(改正前)→54%(改正後))

(1) 指定消費地域の廃止

野菜供給における野菜指定産地への依存が指定消費地域の内外を問わず高まっていることから、指定消費地域を廃止し、同地域以外に出荷される野菜についても生産者補給金の対象とする。

(2) 大規模生産者の対象化

大規模な野菜生産者が増加し、野菜の安定供給の担い手として重要性を増していることから、一定規模以上(例：露地野菜の場合10ha以上)の生産者は、出荷団体を介することなく、直接に生産者補給金制度に加入することができるものとする。

(従来は出荷団体を通じて委託出荷する生産者に対象を限定)

(参考5)

農協系統が実施している福祉事業

農協自身が行っている福祉事業

介護保険制度による福祉事業(平成14年10月現在)

事業種別	J A数	事業所数
訪問介護事業(ホームヘルプ)	338	376
通所介護事業(デイサービス)	59	80
居宅介護支援事業	174	196
訪問入浴事業	15	16
福祉用具貸与事業	159	164
介護保険事業者J A数	373	832

経営収支

	12年度	13年度	14年度(予測)
事業規模	73億	121億	150億
収支	14.5億	0.6億	4億

注) 14年度については、全中による上期調査よりの予測

(参考) 組合員活動としての福祉事業

助け合い活動---介護保険制度の枠外、上乘せ活動

	9年	10年	11年	12年	13年
組織数	382	622	747	947	963

農協が関係する福祉事業

(1) J A関与の社会福祉法人による特別養護老人ホーム

18法人 22施設 (12県)

施設数推移

平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
15	18	18	22	22

(2) 市町村委託による生活支援介護予防事業

286市町村 152J A

厚生連病院の推移

1. 厚生連病院数の推移

平成6年	平成8年	平成10年	平成12年	平成13年	平成14年
113	114	115	117	118	118

2. 過去5年間に於ける自治体病院(国立病院を含む)を厚生連が引き受けた例

移管年度	病院名	移管団体
平成10年度から平成13年度までは該当なし		
平成14年度	高山厚生病院 札幌厚生北野病院	国 北海道

譲渡ではなく土地・施設を賃借

(参考) 総合農協病院数の推移

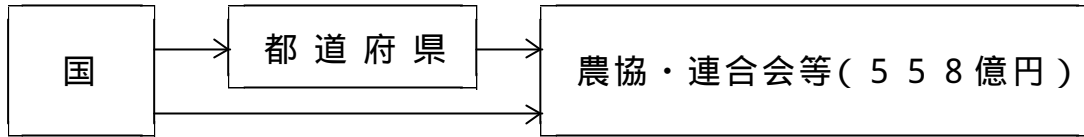
平成6年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
1(7)	4(8)	1(8)	1(6)	2(6)	1(5)

注)()は診療所数

(農協のあり方についての研究会第4回資料(抄))

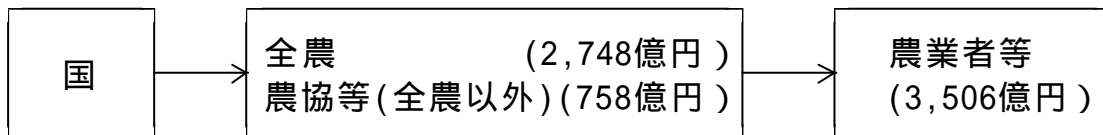
農協への補助金等の交付の概要 (平成13年度交付決定額)

1. 事業の実施主体となる農協等に交付されている補助金等(2の経由分は除く)



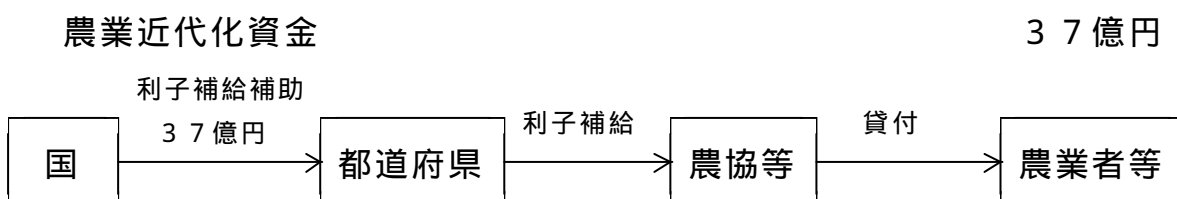
- (1) 施設等関係補助金 497億円
 農業者の高品質・低コスト化等の取組の支援をするための共同利用施設の設置等
 (注) 上記金額のうち、109億円は、第2次補正で措置されたNTT株式売却収入を原資に交付される無利子貸付金である。
- (2) 全中・全農による指導事業等 19億円
 米の消費拡大、農協改革、担い手支援、農業体験学習、女性・高齢者対策、野菜の出荷調整業務等
- (3) その他の補助金等 42億円
 病虫害対策、畜産ふん尿対策、農業生産基盤整備等

2. 農協等を経由して農業者等に交付されている補助金等



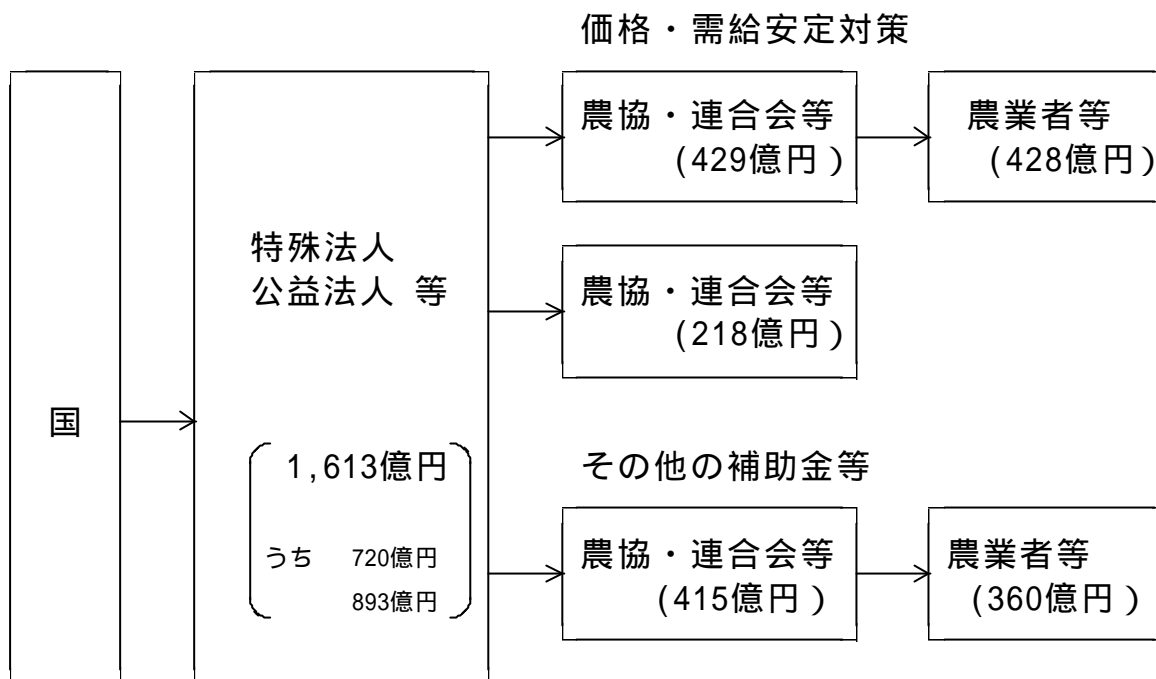
- 価格・需給安定対策(系統経由分)
 - ・ 米の生産調整関係 2,482億円 うち 全農 1,724億円
 - ・ 麦作経営安定対策 845億円 うち 全農 845億円
 - ・ 大豆生産安定対策 179億円 うち 全農 179億円

3. 農業者等のために行う農協等が貸し付けた資金への利子補給補助金等



(注) 都道府県が利子補給を行うのに要する経費の2分の1を補助するもの。

4. 特殊法人等を経由して農協等に交付されている補助金等



価格・需給安定対策

【系統経由分】

- ・ 野菜価格安定対策 (野菜供給安定基金) 180億円
- ・ 牛乳の価格・需給安定対策 (農畜産業振興事業団) 241億円
- ・ 蚕糸業経営安定対策 (農畜産業振興事業団) 8億円

【その他】

- ・ 自主流通米の流通助成 (全国米麦改良協会) 200億円
- ・ 米の需要拡大対策 (全国米穀協会) 14億円
- ・ 学校給食用牛乳供給事業 (農畜産業振興事業団) 4億円

その他の補助金等

- ・ 指定助成対策事業 (農畜産業振興事業団)
394億円 うち農業者等358億円
- ・ 農業者年金基金
17億円

(注1) の価格安定対策(系統経由分)における、各段階の金額が異なるが、これは農協等への交付後も基金に残額があること等のためである。

(注2) 特殊法人等から交付されている補助金等については、国費と自主財源等(農業者負担金ほか独自資金又は過年度の交付金等)から構成されていることから、本表では、国費について、その構成比率で按分した額を試算額として算出している。

(参考8)

主要補助金等の概要と事業主体

1. 事業の実施主体となる農協等に交付されている補助金等

事業名	事業概要	実施主体
施設関係補助金		
農業生産総合対策事業	土地利用型作物、果樹、野菜等の各作物について、生産性及び品質の向上や産地形成の取組の支援及び取組の推進に必要な共同利用機械・施設の整備を実施	都道府県、市町村、農業者団体、民間団体等
畜産振興総合対策事業	効率的で生産性の高い畜産経営体の育成、自給飼料基盤の強化、家畜改良増殖の促進及び畜産新技術の実用化・普及の促進、畜産物の高品質化・安全性の確保、食肉処理施設の再編整備等による処理・加工等の合理化のための施設の整備等を実施	都道府県、市町村、農業者団体、民間団体等
経営構造対策事業	地域の担い手となるべき農業経営の育成・確保を図るため、経営体育成に直結する土地基盤整備、生産・加工・流通施設の整備、情報複合施設の整備、都市農村交流施設の整備等を実施	市町村、農協、農業者等の組織する団体等
新山村振興等農林漁業特別対策事業	山村等中山間地域の振興を一層促進するため、地域の個性を活かした多様な地域産業振興、山村・都市交流とこれを支援する豊かな自然環境、地域の担い手の確保に重点をおいた総合的な地域振興施策を展開する。	市町村、都道府県、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農林漁業者の組織する団体、第3セクター等

2. 農協等を経由して交付されている補助金等

事業名	事業概要	実施主体
米の生産調整関係		
水田農業経営確立助成補助金	需要に応じた米の計画的生産及び水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を図るために助成	農業者に対して交付
とも補償事業	米の計画的生産を図るため、全国各地の生産者の抛出と政府の助成により造成された資金から、地域における取組の実態に応じて補償金を交付	全国農業協同組合連合会
稲作経営安定資金助成事業	生産調整実施者を対象として、生産者の抛出と政府の助成により造成した資金を用い、当年産の自主流通米平均価格が補てん基準価格を下回った場合に、その差額の一定割合を補てん金として生産者に交付	全国農業協同組合連合会、全国主食集荷協同組合連合会
緊急需給調整対策事業	作況が100を超えた場合等の対応として、水稻の収穫前に米穀の生産活動の調整を行った農業者に対して助成金を交付	全国農業協同組合連合会
麦作経営安定対策		
麦作経営安定資金助成事業	国内産麦の民間流通への移行に際し、生産者の経営安定等を図るため、民間流通する国内産麦の生産者等に対して交付	生産者等に交付
大豆生産安定対策		
平成12年産大豆交付金	国産大豆の生産の確保と農家経営の安定を図るため、定額を助成	生産者団体等
大豆作経営安定資金補助金	生産者の抛出と政府の助成により造成した資金から、補てん基準価格と当年産価格の差額の8割を補てん金として生産者に交付	生産者団体等、民間団体

3. 農業者等のために行う農協等が貸し付けた資金への利子補給補助金

事業名	事業概要	実施主体
利子補給補助金		
農業近代化資金利子補給補助金	農業者等に対し農業協同組合その他の金融機関で農業関係の融資をその業務とするものが行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国が、都道府県が行う利子補給の措置に対して助成を実施	農協その他の金融機関

4. 特殊法人等を通じて農協等に交付されている補助金等

事業名	事業概要	実施主体
価格・需給安定対策		
【系統経由分】		
野菜供給安定基金		
指定野菜価格安定対策事業費	指定野菜の安定供給を図るため、出荷団体等の拠出と国及び道府県の助成金による造成資金により、価格が著しく低落した場合に、出荷団体等へ生産者補給金等を交付する事業	野菜供給安定基金
農畜産振興事業団		
指定生乳生産者団体補給交付金	生乳生産者への生産者補給金に充てるための生産者補給交付金を指定生乳生産者団体に対して交付するために必要な経費等を交付	農畜産業振興事業団
加工原料乳生産者経営安定対策事業交付金	生産者の拠出と国の助成金とによる生産者積立金により、加工原料乳価格が補てん基準価格を下回った場合に、加工原料乳生産者に補てん金を交付	指定生乳生産者団体
【その他】		
(社)全国米麦改良協会		
稲作経営安定資金運営円滑化対策事業	自主流通法人が行う販売調整事業等について、一定期間の金利・保管料相当額の助成、新たな米システムを円滑かつ効率的に推進するためのシステム開発等に対して助成	(社)全国米麦改良協会から自主流通法人、全国農業協同組合連合会、全集連

事業名	事業概要	実施主体
(財)全国米穀協会		
	地域に密着した米消費拡大を推進するため、都道府県が実施する米飯学校給食の推進の取組み等への支援や生産者団体が実施するごはん食推進のための情報発信や各種イベントの開催、体験学習等への支援	都道府県、市町村、(財)全国米穀協会、全国農業協同組合中央会、都道府県農業協同組合中央会
農畜産振興事業団		
学校給食用牛乳供給事業交付金	学校給食用牛乳供給を合理化するための設備機器の整備、衛生管理強化の推進、供給条件の不利な地域における輸送費等の掛増し経費の軽減、普及啓発資料の作成等に要する経費を助成	乳業者、生産者等が構成する組織
乳業再編整備等対策事業交付金	乳業の再編・合理化等を促進するとともに高度な衛生管理水準を備えた施設整備を推進するため、乳業工場の廃業に要する経費及び乳業施設の新設、増設又は移設、余剰生乳の発生に伴う市場の混乱を回避するため、クーラーステーション等を整備	農業協同組合、全国農業協同組合連合会、事業協同組合等
その他補助金等		
指定助成対象業務交付金	主要な畜産物の流通の合理化のための処理若しくは保管の事業、畜産の経営若しくは技術の指導の事業、肉用牛の生産の合理化のための事業その他の畜産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについて補助又は出資する。	農業協同組合、農業協同組合連合会、全国農業協同組合中央会、農事組合法人、中小企業等協同組合、民法第34条の規定により設立した法人等

(参考9)

農協関係の独占禁止法違反事例（組合の連合会を含む。）

	事件名	内容	違反法条	審決年月日
1	雪印乳業(株)ほか3名(北海道バター(株), 農林中央金庫及び北海道信用農業協同組合連合会)に対する件	雪印乳業(株)及び北海道バター(株)は, 農林中金, 北信連との了解の下に, 両社に生乳を供給する農家に融資させ, その農家のみならず, その保証人, 資金を借り受けた単位農協についても生乳はすべて両社のみ販売させた。 農林中金は, 両社以外の乳業者と取引する単協等に資金の供給を拒否した。 北信連は, 農協への融資に当たり, 単協等についても生乳を雪印乳業(株)及び北海道バター(株)に供給することを条件とした。	3条前段, 19条(旧一般指定1,8)	昭和31.7.28 (審判審決)
2	浜中村主畜農業協同組合に対する件	生乳を北海道バター(株)に出荷せず, 明治乳業(株)に出荷する組合員に対し, 生乳の販売委託を受け付けず, 融資貸出を拒否及び融資の拒絶 組合施設利用の差別的取扱い 組合脱退の勧告をした。	19条(旧一般指定3)	昭和32.3.7
3	全国販売農業協同組合連合会に対する件	米麦用新麻袋の製造業者と全販連系統機関の購入する麻袋は全販連を通じて供給する全販連以外に麻袋を販売するには事前に全販連の了解を得る等を条件として取引した。	19条(旧一般指定7)	昭和38.12.4
4	斐川町農業協同組合に関する件	組合員への農業近代化資金の融資先を, 協同組合の販売する施設等を購入する者に限ることを決定した。	19条(旧一般指定7)	昭和51.3.29
5	那須町農業協同組合に対する件	組合員への農業近代化資金の融資先を, 協同組合の販売する施設等を購入する者に限ることを	19条(旧一般指定7)	昭和51.8.11

	事件名	内容	違反法条	審決年月日
		決定した。		
6	ホクレン農業協同組合連合会に対する件	米麦用故麻袋製造業者に対し、自己を優先的に取り扱い、自己の承諾なしに単協へ販売しない旨を条件として取引した。	19条(旧一般指定8)	昭和52.4.21
7	ホクレン農業協同組合連合会に対する件	農業機械販売業者に対し、会員向け農業機械の直接販売の制限 直接販売についての小売価格維持 等を条件として取引した。	19条(旧一般指定8)	昭和52.4.21
8	鶴岡市農業協同組合に対する件	組合員への農業近代化資金の融資に際し、自己から農業機械を購入することを条件とした。	19条(旧一般指定7)	昭和55.5.26 (審判審決)
9	川西町農業協同組合に対する件	組合員への農業近代化資金の融資に際し、自己から農業機械を購入することを条件とした。	19条(旧一般指定7)	昭和55.9.10 (審判審決)
10	大分県酪農業協同組合に対する件	大分県内の乳業者へ生乳を供給するに際し、 自己の競争者から生乳の供給を受けない 自己から生乳の供給を受けていない乳業者の飲用乳製品を取り扱わない 等の条件を付して取引した。	19条(旧一般指定7,8)	昭和56.7.7
11	全国農業協同組合連合会に対する件	契約先段ボール箱製造業者に対し、青果物用段ボール箱を直接、単協に販売しないようにさせていた等。	19条(一般指定2,13,14-2)	平成2.2.20
12	山口県経済農業協同組合連合会に対する件	会員農協に農薬及び肥料を供給するに当たり、自己の利用率の割合により奨励金を支給する等により、会員農協とこれに農薬又は肥料を供給する自己の競争者との取引を不当に拘束する条件を付けて取引している。	19条(一般指定13)	平成9.8.6
13	鳥取中央農業協同組合に対する件	農業用生産資材販売業者に対し、 組合員に直接販売の制限 直接販売についての価格表示の制限 等を条件として取引していた。	19条(一般指定13)	平成11.3.9

独禁法による農協関係の警告事例（組合の連合会を含む。）

	事件名	内容	関係法条	警告年月日
1	社団法人中央酪農会議及び雪印乳業株式会社ほか5名	牛乳の小売価格等の方針を決定し、牛乳製造業者らに、これを小売業者に実施することを要請した。さらに前記牛乳製造業者らが同要請に従わなかったときは指定生乳生産者団体をして、生乳の供給を停止させることを決定し、これを指定生乳生産者団体に実施するよう要請した疑い。	8条1項 19条（旧一般指定18）	昭和57.1.28
2	酪農乳業安定会議四国ブロック会	量販店に要請すべき牛乳の最低小売価格を定め、構成員が量販店に対し、これを遵守するよう要請すること並びに構成員の牛乳の販売方法及び販売先の制限を決定し、同決定に従わなかった構成員に対して、生乳を供給しないことを指定生乳生産者団体に要請した疑い。	8条1項 19条（旧一般指定18）	昭和57.1.28
3	広島県酪農業協同組合連合会	量販店が販売する最低価格等を決定し、会員である牛乳製造業者らに当該最低価格を下回る価格で販売しないように量販店に対し要請させ、同要請を行わない牛乳製造業者に対しては、生乳の供給を停止することとした疑い。	19条（旧一般指定18）	昭和57.1.28
4	全国農業協同組合連合会	同連合会の契約先段ボール箱製造会社（以下「指定メーカー」という。）に青果物用段ボール箱を製造させるに当たり、原則として製造に使用する段ボール原紙の全量を同連合会から購入させるようにしているところ、指定メーカーがやむを得ず自ら段ボール原紙を同連合会以外のところから調達した場合においても、補正措置と称して、事後的にこの相当分の段ボール原紙を同連合会	19条（一般指定14項）	平成2.1.11

（注）1，2については、関係人又はその構成員に組合が入っているものである。

	事件名	内容	関係法条	警告年月日
		から購入させていた疑い。		
5	三木町農業協同組合 組合専部会	専の生産及び出荷に使用する資材は三木町農業協同組合から購入すること及びこれに従わないときは専部会を除名し専の共同出荷事業を利用させないことを決定した疑い。	8条1項	平成3.2.27
6 17	秋田県, 岩手県, 宮城県, 山形県, 山形県庄内, 福島県, 栃木県, 新潟県, 富山県, 石川県, 福井県及び滋賀県の各経済農業協同組合連合会	銘柄米の入札取引に当たって卸売業者に対し, その入札価格及び入札数量を示して, この価格又は数量で入札するよう要請し, 卸売業者は, おおむね, 自主流通米の大部分を占める相対取引数量に影響することを懸念して受け入れざるを得ないようにされていた疑い。	19条(一般指定13項又は14項)	平成6.3.3
18	宮崎中央農業協同組合	農業用生産資材を取引先卸売業者から購入するに当たり, 当該販売業者と組合員等との取引について不当に拘束する条件を付けて取引先卸売業者と取引している疑い。	19条(一般指定13項)	平成11.2.12
19	全国農業協同組合連合会	全国農業協同組合連合会(以下「全農」という。)宮城県本部において, 平成11農薬年度(平成10年10月~同11年9月)における農業協同組合向け農薬販売額の拡大を図るため, 他の農薬卸売業者に先んじて農薬の予約獲得のための活動を行い, 主要な農業協同組合との間で, 農薬取扱目標額の達成を前提に販売価格等の取引条件について合意し, 一部の農薬について, 総販売原価を大幅に下回る価格で予約を得て販売した事実が認められた。 なお, その後, 全農は, 予約販売数量を確保しつつ, 前記農薬の販売価格を引き上げた。 全農の前記行為は, 宮城県内における他の農薬卸売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。	19条(一般指定6項)	平成12.2.25